

議事 3

新型コロナウイルス感染症専用医療施設に係る 配分病床の運用期間について

- ・ 新型コロナ専用医療施設の運用について . . . 1

新型コロナウイルス感染症専用医療施設に係る配分病床の運用期間について

1 専用医療施設の概要

県は、敷地内または隣接地に仮設の専用医療施設を整備する医療機関を令和2年10月に公募を実施し、感染が収束するまでの時限的な措置として特例病床を承認。

⇒ 当初、8病院253床で運用を開始し、
現在は7病院192床運用している。

- 運用期間：令和4年度末まで（令和3年度第1回医療審議会で承認。）
- 補助対象：病棟建設費、リース料、解体費等
- 財 源：緊急包括支援交付金（国庫10/10）

（現在運用している専用医療施設）

医療機関名	最大確保病床数	
	総数	内重症
A病院	80	15
B病院	19	0
C病院	22	3
D病院	27	0
E病院	12	2
F病院	10	0
G病院	22	3
合計	192	23

2 課題

感染症法上の位置付けが5類に移行した後のコロナ病床確保の必要性・財政措置など、国の方針が不透明である。

3 今後の対応

5類移行後の病床確保の必要性・財政措置の継続の有無など、今後示される国の方針を踏まえて各病院との調整を行い、適切な運用期間とする。